



佐賀県公報

平成19年
8月17日
(金曜日)
第12944号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

(六一・市町村課) 一

告 示

○道路の区域の変更

(四三五・道路課) 一

○道路の供用開始

(四三六・") 二

○ "

(四三七・") 二

◎佐賀県後期高齢者医療広域連合及び佐賀県市町総合事務組合における公平事務の受託

(四三八・市町村課) 二

公 告

○可変偏光アンジュレータの製造及び据付けに係る一般競争入札

(新 産 業 課) 四

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(まちづくり推進課) 七

公布された規則のあらまし

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(規則第六一号)

1 佐賀県後期高齢者医療広域連合及び佐賀県市町総合事務組合の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第六十一号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

四十一 佐賀県後期高齢者医療広域連合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成十九年佐賀県告示第四百三十八号)第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

四十二 佐賀県市町総合事務組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成十九年佐賀県告示第四百三十八号)第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十七日から平成十九年九月十八

日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	区域	
	区	間		幅員メートル	延長メートル
中野武雄線 県道	武雄市朝日町大字中野字牛ノ谷五八八四番一地从先から	後	一八・二	三九六・九	
	武雄市朝日町大字中野字藤田五七〇〇番一地从先まで	前	九・五		
中野武雄線 県道	武雄市朝日町大字中野字牛ノ谷五八八四番一地从先から	後	一八・三	三九六・八	
	武雄市朝日町大字中野字藤田五七〇〇番一地从先まで	前	九・五		

●佐賀県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月十七日から平成十九年九月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中野武雄線 県道	武雄市朝日町大字中野字牛ノ谷五八八四番一地从先から 武雄市朝日町大字中野字藤田五七〇〇番一地从先まで	平成一九・八・一七

●佐賀県告示第四百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月十七日から平成十九年九月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
松尾湯の原 県道	佐賀市富士町大字小副川字古村一三二〇番四地从先から 佐賀市富士町大字小副川字古村一三二四番八地先まで	平成一九・八・一七

●佐賀県告示第四百三十八号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定により、佐賀県は、一の広域連合及び一部事務組合の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十九年八月十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 佐賀県後期高齢者医療広域連合
- 佐賀県市町総合事務組合

二

- (一) 佐賀県後期高齢者医療広域連合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項

の規定に基づき、佐賀県後期高齢者医療広域連合は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程(以下「規則等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は佐賀県後期高齢者医療広域連合が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と佐賀県後期高齢者医療広域連合長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を佐賀県後期高齢者医療広域連合に通知し、佐賀県後期高齢者医療広域連合は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と佐賀県後期高齢者医療広域連合長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 佐賀県後期高齢者医療広域連合長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が佐賀県後期高齢者医療広域連合に適用される旨

及びこれらの規則等を告示するものとする。

(二) 佐賀県市町総合事務組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、佐賀県市町総合事務組合は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程(以下「規則等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は佐賀県市町総合事務組合が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と佐賀県市町総合事務組合管理者が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を佐賀県市町総合事務組合に通知し、佐賀県市町総合事務組合は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項

は、佐賀県知事と佐賀県市町総合事務組合管理者が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 佐賀県市町総合事務組合管理者は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が佐賀県市町総合事務組合に適用される旨及びこれらに関する事項を公表するものとする。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月17日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 西 村 宏 之

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
可変偏光アンジュレータの製造及び据付け等 一式
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクロナン光研究センター
- (4) 納入期限
平成21年3月31日
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

- (1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定時期
県有ビームラインBL4用実験装置の製造及び据付け等 一式 平成19年8月頃
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成19年7月2日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。
- (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。
- (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。
- 5 入札参加資格を得るための申請の方法
 - (1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県（以下「県」という。）所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。
 - (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952-25-7194

<p>Email : youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>(3) 申請書様式の入手先 上記②の部局又は佐賀県ホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp/)</p> <p>6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>7 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成19年9月3日まで</p> <p>(2) 場所 上記3の部局</p> <p>8 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成19年9月3日16時までに上記3の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記3の部局</p> <p>(2) 期限 平成19年9月12日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>10 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 新行政棟91号北会議室</p> <p>(2) 期限 平成19年9月13日10時</p>	<p>11 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記10の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成19年9月13日10時</p> <p>12 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>(ウ) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)</p> <p>(ク) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ケ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額</p> <p>(コ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)</p> <p>(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額</p> <p>(キ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p>
---	--

<p>ウ 次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を締結し、その証書を提出する場合）</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合）</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>13 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出</p>	<p>した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>15 この調達契約は、1994年4月15日「ラケシュ」で作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products or services to be procured : The manufacture of the variable polarisation undulator, 1set</p> <p>(2) Delivery period : March 31, 2009</p> <p>(3) Delivery place : the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoiogaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan</p> <p>(4) Time limit for tender : 5:00pm. September 12, 2007 by mail or 10:00am. September 13, 2007 by direct delivery</p> <p>(5) A contact point for the notice : New Industry Development</p>
--	--

Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head
Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga,
840-8570 Japan; Tel.+81-952-25-7129

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により佐賀都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、佐賀市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成19年8月17日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

佐賀都市計画道路

- (1) 佐賀都市計画道路 3・3・2号環状東線
- (2) 佐賀都市計画道路 3・4・55号大財西中野線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 佐賀都市計画道路 3・3・2号環状東線
追加する部分 佐賀市兵庫町大字西洲字三本柳

- (2) 佐賀都市計画道路 3・4・55号大財西中野線
追加する部分 佐賀市兵庫町大字藤木字四本松

削除する部分 佐賀市兵庫町大字藤木字三本松及び字四本松

3 縦覧場所

- (1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
- (2) 佐賀市都市政策課

4 縦覧期間

平成19年8月17日から平成19年8月31日まで

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年八月十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷